

四日市港管理組合建設工事公表要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条の規定により管理者が行う情報の公表に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通し)

第2条 当該年度に発注することが見込まれる次に掲げる公共工事の発注の見通しに関する事項を公表するものとする。**(政令第5条第1項に規定する事項)**

- (1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

(入札及び契約の過程に関する通則的事項)

第3条 次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、当該事項を公表するものとする。

(政令第7条第1項に規定する事項)

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

(入札及び契約の過程に関する個別事項)

第4条 発注する公共工事ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。**(政令第7条第2項第1号から第8号までに規定する事項)**

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (7) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (8) 総合評価方式による入札を行った場合における次に掲げる事項

- ア 当該総合評価方式による入札を行った理由
- イ 落札者決定基準
- ウ 価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- エ 落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(契約の内容に関する事項)

第5条 発注する公共工事ごとに、次に掲げる契約の内容を公表するものとする。(政令第7条第2項第9号に規定する事項)

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 公共工事の名称、場所、種別及び概要
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 契約金額

2 随意契約を行った場合、発注する公共工事ごとに契約の相手方を選定した理由を公表するものとする。(政令第7条第2項第10号に規定する事項)

(公表事項の変更等)

第6条 第2条及び第3条に掲げる事項に変更があるときは、変更後の当該事項を公表するものとする。(政令第5条第5項及び第7条第1項に規定する事項)

2 第4条及び第5条の公共工事について、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更後の契約に係る第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。(政令第7条第3項に規定する事項)

(公表の方法、時期等)

第7条 第2条から第6条までに定める事項についての公表の方法、時期等は、別表に定めるものとする。

- 附 則 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 四日市港管理組合発注予定建設工事情報公表要領（平成11年8月1日施行）は廃止する。
- 3 四日市港管理組合建設工事入札結果等閲覧要領（平成11年8月1日施行）は廃止する。

附 則 この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年6月1日から施行する。